



記者発表資料

令和 3 年 3 月 1 9 日
【全体に関すること】
千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部
(保健福祉局医療衛生部医療政策課)
電話 245-5802
内線 6644

緊急事態宣言の解除に伴い、市施設の利用制限を段階的に緩和します

千葉市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための政府による緊急事態宣言の解除に伴い、3月22日以降、これまでの市施設の利用制限を段階的に緩和していきますので、お知らせします。

1 再開する施設（これまで休館していた施設）

(1) 高齢者関連施設

いきいきプラザ、いきいきセンター、幸老人センター、おゆみ野ふれあい館

(※幸老人センターは、3月31日をもって廃止)

(2) 屋内運動施設

2 夜間の利用制限（全施設共通）

20時以降の利用停止

※これまでは18時以降の利用停止

3 期間

3月22日（月）から3月31日（水）まで

※4月1日以降の取扱いは今後改めてお知らせします。

4 その他

(1) 各施設においては、引き続き、感染症防止拡大のための取組みを行います。

(2) その他、各施設の判断により、利用人数、時間等を制限する場合があります。詳細は、各施設のホームページを参照してください。なお、以下のページに各施設のホームページへのリンクを掲載しています。（情報は、随時更新する場合があります。）

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/covid-19/shisetsu.html>